平成２９年（フ）第１３２号
北海道帯広市柏林台中町２丁目３番地　柏林台団地21―104号
債務者　菅原　澄枝
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１２９号
群馬県太田市飯塚町1455番地　ビバリーⅡ―107号
債務者　佐藤　　司
1　決定年月日時　平成29年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第６７号
新潟県阿賀野市牧島179番地
債務者　樋口　孝衛
1　決定年月日時　平成29年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第７３号
新潟県胎内市東牧722番地97　東牧住宅90号、前住所新潟県胎内市並槻102番地54
債務者　風間　道男
1　決定年月日時　平成29年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第９０号
香川県仲多度郡まんのう町東高篠341番地
債務者　近藤　政美
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１０６号
香川県丸亀市城東町２丁目６番39号　メゾン城東306号
債務者　横澤　良子（旧姓板下・石山）
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１１１号
香川県坂出市府中町1237番地２
債務者　山中　啓子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１１９号
香川県坂出市白金町３丁目11番21号　ハイツ木香茨Ⅱ－１－Ｆ
債務者　辻　　正樹
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１２１号
香川県坂出市西大浜南３丁目７番31号　エルディムひばり202号
債務者　守屋　三奈（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第７５号
長崎県諫早市永昌町33番49―102号　ハイツニュータウンＡ棟、旧住所長崎県諫早市城見町38番17号　カネフジハイツＡ棟２号
債務者　高名　朋子（旧姓小倉）
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第２１７号
長崎県長崎市小江原２丁目15番３―401号
債務者　渡木　雄介
1　決定年月日時　平成29年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２２２号
長崎県長崎市北陽町２番６号　ハイツ一色203
債務者　城山　敬子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２７号
北海道沙流郡日高町字厚賀町156番地の３
債務者　佐藤　　仁
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２９年（フ）第１３１号
北海道苫小牧市美原町２丁目28番５号　コーポ東栄103号
債務者　吉田　哲也
1　決定年月日時　平成29年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第４６５号
東京都立川市錦町１丁目７番20号メインステージ立川806、従前の住所仙台市若林区新寺２丁目２番35―302号
債務者　寺岡　康一
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５１９号
仙台市青葉区中江１丁目10番10―403号
債務者　西條　　誠
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係